

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

遺留分ってなあに？

Q：民法には、遺留分制度というのがあると聞きました。どのような制度なのでしょう

A：誰にどのような財産をどのくらい与えるかは、財産の所有者本人の自由で、遺言で好きなように指示することができます。

しかし、この自由意思を無制限に認めると不都合なことも起こりかねません。「愛人にすべての財産をあげる」といったような、配偶者の老後の生活費さえも残らない形の財産処分も可能になるからです。

そこで民法は、相続人のうち配偶者、子、直系尊属には、最低限の相続割合を保証しています。これを「遺留分」といいますが、兄弟姉妹に遺留分はありません。

遺留分を侵害された相続人は、他の相続人や財産取得者に遺留分を満たすだけの財産返還請求（遺留分減殺請求）をすることができます。

遺留分の額は、相続人となる人が誰かによって次のようにその割合が決められています。

- (1)直系尊属のみが相続人であるとき
被相続人の財産の3分の1
- (2)それ以外の場合（子のみ、配偶者のみ、配偶者と子、配偶者と直系尊属、配偶者と兄弟姉妹の場合があります。）
被相続人の財産の2分の1

遺留分のある相続人が2人以上いる場合の各自の遺留分は、(1)または(2)の割合を法定相続分で配分した割合となります。

